

# 車両運搬確認実施要領書

原規規発第 1907024 号

申請日及び 申請書番号	令和元年 6 月 28 日 88200110-A-20190626-002
受理日及び 受理番号	令和元年 6 月 28 日 原規規収第 1906283 号

令和元年 7 月

原子力規制委員会

## I. 目的

車両運搬確認は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 59 条第 2 項の規定に基づき、原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。）が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合に、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「規則」という。）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号以下「告示」という。）に規定する技術上の基準に適合するか否かについての確認の方法その他必要な事項を定めるものである。

## II. 確認場所

原子力規制委員会 原子力規制庁

## III. 確認対象

核燃料輸送物の種類	名称	個数
A 型核分裂性輸送物	S300 型	1 個

## IV. 車両運搬確認申請書の申請年月日及び申請番号

令和元年 6 月 28 日付け 88200110-A-20190626-002

## VI. 確認項目、確認区分、関連条文等

確認項目	確認区分	関連条文
1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書の内容	添付書類 1	規則第 19 条第 1 項第 1 号
2. 輸送容器の構造及び材質(以下「輸送容器の設計」という。)並びに当該核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書の内容	添付書類 2 (注) (容器承認書(写し))	規則第 19 条第 1 項第 2 号 (規則第 19 条第 3 項適用)
3. 輸送容器の製作の方法に関する説明書の内容	添付書類 2 (注) (容器承認書(写し))	規則第 19 条第 1 項第 3 号 (規則第 19 条第 3 項適用)
4. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に従って製作されていることを示す説明書の内容	添付書類 2 (注) (容器承認書(写し))	規則第 19 条第 1 項第 4 号 (規則第 19 条第 3 項適用)
5. 輸送容器が当該輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書の内容	添付書類 3	規則第 19 条第 1 項第 5 号
6. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書の内容		規則第 19 条第 1 項第 6 号
①. 外観検査	点検の記録	規則第 5 条第 1 号 引用第 4 条第 2 号、第 3 号
②. 吊上げ検査	点検の記録	規則第 5 条第 1 号 引用第 4 条第 1 号
③. 重量検査	点検の記録	規則第 5 条第 1 号 引用第 4 条第 1 号
④. 表面密度検査	点検の記録	規則第 5 条第 1 号 引用第 4 条第 8 号 告示第 9 条
⑤. 線量当量率検査	点検の記録	規則第 5 条第 7 号、第 8 号
⑥. 未臨界検査	点検の記録	規則第 11 条
⑦. 収納物検査	点検の記録	規則第 5 条第 1 号 引用第 4 条第 2 号、第 4 号
⑧. その他		
1) 物品	点検の記録	規則第 5 条第 1 号 引用第 4 条第 10 号
2) シール(封印)	点検の記録	規則第 5 条第 3 号

(注) : 容器承認書(写し)にて詳細確認は省略。

## VII. 確認方法及び判定基準

### 1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書の内容

#### (a) 確認方法

使用する輸送容器ごとに収納された核燃料物質等の仕様について、申請書の添付書類1容器承認書により確認する。

#### (b) 判定基準

当該容器承認書添付表-2に定められた条件を満たしていること。

注①)「放射能の量」欄の「主要な核種」に示す値は線源としての放射能強度を評価するために用いた値であり、各核種の制限値ではない。

注②)「放射能の量」欄の総量は制限値である。

### 2. 輸送容器が当該輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書の内容

#### (a) 確認方法

使用する輸送容器が当該輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを申請書の添付書類3により確認する。

#### (b) 判定基準

申請書の添付書類3の輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書に記載された最近の定期自主検査結果が合格であること。

### 3. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書の内容

#### (1) 確認事項

- ① 確認対象（輸送容器の名称及び承認容器登録番号）が申請書と整合していることを点検記録により確認する。
- ② 表面密度検査及び線量当量率検査において、適切に校正又は検証された測定機器を用いて測定されていることを校正証明書等により確認する。

#### (2) 記録確認

##### (a) 確認方法

- ① 申請者が規則及び告示に規定する技術上の基準への適合性を確認するために実施した発送前の点検（核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（添付書類4）に添付されている発送前検査要領に基づき実施した外観検査、吊上げ検査、重量検査、表面密度検査、線量当量率検査、未臨界検査及び収納物検査）について、点検の記録により確認する。
- ② 核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないことを点検の記録により確認する。
- ③ 輸送容器のシール等の状況を点検の記録により確認する。

#### (b) 判定基準

- ① 申請者が実施した発送前の点検結果が、核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（添

- 付書類 4) に添付されている発送前検査要領の判定基準を満たしていること。
- ② 不要な物品が収納されていないこと。
  - ③ みだりに開封されず、かつ、開封された場合に開封が明らかとなるよう、輸送容器にシール等の措置が講じられていること。

#### VIII. 車両運搬確認成績書の作成

車両運搬の確認の結果について、別添の様式による車両運搬確認成績書を作成する。

## 車両運搬確認成績書

申請日及び 申請書番号	令和元年 6 月 28 日 88200110-A-20190626-002
受理日及び 受理番号	令和元年 6 月 28 日 原規規收第 1906283 号

令和元年 7 月  
原子力規制委員会

## 車両運搬確認成績書

申 請 者	国立研究開発法人 産業技術総合研究所
確 認 場 所	原子力規制委員会 原子力規制庁
確 認 対 象	A型核分裂性輸送物 (S300型 1個)
確認申請年月日 及び申請番号	令和元年6月28日 88200110-A-20190626-002
確 認 結 果	別紙1のとおり
確 認 年 月 日	
判 定	
確認を行った 原子力規制庁職員の氏名	
備 考	

## 書面確認

確 認 年 月 日:令和 年 月 日

確認場所:原子力規制委員会 原子力規制庁

### 1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書の内容確認記録

確認方法	判定基準	結果
使用する輸送容器ごとに収納された核燃料物質等の仕様について、申請書の添付書類 1 により確認する。	申請書の添付書類 2 の容器承認書添付表一2 に定められた条件を満たしていること。	
備考:		

### 2. 輸送容器が当該輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書の内容確認記録

確認方法	判定基準	結果
使用する輸送容器が当該輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを、申請書の添付書類 3 により確認する。	申請書の添付書類 3 の輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書に記載された最近の定期自主検査結果が合格であること。	
備考:		

## 3. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書の内容

## i ) 確認事項記録

確認事項	結果
確認対象(輸送容器の名称及び承認容器登録番号)が申請書と整合していることを点検の記録により確認する。	
表面密度検査及び線量当量率検査において、適切に校正又は検証された測定機器を用いて測定されていることを校正証明書等により確認する。	
備考	

## ii ) 確認記録

確認方法	判定基準	結果
申請者が規則及び告示に規定する技術上の基準への適合性を確認するために実施した発送前の点検(核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書(添付書類4)に添付されている発送前検査要領に基づき実施した外観検査、吊上げ検査、重量検査、表面密度検査、線量当量率検査、未臨界検査及び収納物検査)について、点検の記録により確認する。	申請者が実施した発送前の点検結果が、核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書(添付書類4)に添付されている発送前検査要領の判定基準を満たしていること。	
核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないことを点検の記録により確認する。	不要な物品が収納されていないこと。	
輸送容器のシール等の状況を点検の記録により確認する。	みだりに開封されず、かつ、開封された場合に開封が明らかとなるよう、輸送容器にシール等の措置が講じられていること。	
備考:		